

島根県循環器病対策推進計画（第2期）の策定について

1 計画策定の趣旨

「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」（平成30年法律第105号、以下「循環器病対策基本法」という。）において、循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供に関する状況等を踏まえ、地域の実情に応じた循環器病対策を推進するため、本計画を策定する。

2 計画の位置づけ

循環器病対策基本法第11条第1項に基づく県計画として策定
※島根県保健医療計画と整合を図り策定

3 計画の期間

令和9年4月～令和15年3月

4 計画策定の体制

循環器病対策基本法第21条第1項に基づき設置された島根県循環器病対策推進協議会で策定

5 第1期計画の評価

- ・指標である健康寿命（65歳平均自立期間）は延伸しており、脳血管疾患や虚血性心疾患の年齢調整死亡率は目標を達成。しかし、循環器病のリスク因子ともなる平均収縮期血圧値は悪化しており、高血圧の予防や適正管理が課題。
- ・病院と診療所、在宅支援を行う事業所の連携により、心不全の悪化防止の取組が進められている。
- ・循環器病患者に対する多職種連携によるリハビリテーション支援体制を推進することが必要。

6 計画の項目

1) 全体目標

- ①循環器病の予防や正しい知識の普及啓発
- ②保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実
- ③循環器病の研究推進への協力

2) 個別施策

【循環器病の診療情報の収集・提供体制の整備】

- ①循環器病の予防や正しい知識の普及啓発
- ②保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実
 - ア) 循環器病を予防する健診の普及や取組の推進
 - イ) 救急搬送体制の整備
 - ウ) 救急医療の確保をはじめとした循環器病に係る医療提供体制の構築
 - エ) リハビリテーション等の取組
 - オ) 循環器病の後遺症を有する者に対する支援
 - カ) 循環器病の緩和ケア
 - キ) 社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援

- ク) 治療と仕事の両立支援・就労支援
- ケ) 小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策
- コ) 循環器病に関する適切な情報提供・相談支援
- ③循環器病の研究推進への協力
- ④循環器病対策に係る取組指標
- 3) 循環器病対策の総合的かつ計画的な推進の確保のために必要な事項
 - ①循環器病対策推進計画の推進体制と役割
 - ②循環器病対策推進計画の評価

7 今後のスケジュール

- | | | |
|------|------|--|
| 令和8年 | 7月～ | 第1回島根県循環器病対策推進協議会の開催（評価、項目案協議）
計画素案作成 |
| | 8月～ | 島根県循環器病対策推進協議会委員への素案に関する意見照会
医療審議会にて項目案報告 |
| | 10月～ | 第2回島根県循環器病対策推進協議会の開催（素案協議） |
| | 12月～ | パブリックコメント
医療審議会にて素案報告 |
| 令和9年 | 2月～ | 第3回島根県循環器病対策推進協議会の開催（最終案協議） |
| | 3月～ | 医療審議会にて最終案報告 |